

災害派遣等従事車両に係る高速道路の無料化措置について

平成28年熊本地震に伴う災害に際し、熊本県内の被災地支援等を目的とする車両（対象車両は下記参照）に対して「災害派遣等従事車両証明書」を交付します。高速道路等有料道路の料金所を出る際に、本証明書を料金所に御提出いただくことによって、有料道路の通行料金について無料化措置が講じられます。

1 災害派遣等従事車両証明書の発行対象期間

平成28年4月17日から平成29年3月31日まで

2 対象車両

- (1) 災害廃棄物処理のために使用する車両
- (2) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両。

【ボランティア受入の確認について】

熊本県内の災害ボランティアセンター等から災害ボランティアに従事する者であることの確認を受けた書類（別紙1参照）で確認する。

3 対象道路管理者

西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、
本州四国連絡高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、
名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路、
北九州市道路公社、神戸市道路公社、青森県道路公社、宮城県道路公社、
山形県道路公社、福島県道路公社、茨城県道路公社、栃木県道路公社、
埼玉県道路公社、千葉県道路公社、神奈川県道路公社、長野県道路公社、
山梨県道路公社、静岡県道路公社、愛知県道路公社、三重県道路公社、
富山県道路公社、福井県道路公社、滋賀県道路公社、京都府道路公社、
大阪府道路公社、兵庫県道路公社、奈良県道路公社、広島県道路公社、
福岡県道路公社、佐賀県道路公社、長崎県道路公社、熊本県道路公社、
宮崎県道路公社、鹿児島県道路公社

4 「災害派遣等従事車両証明書」の発行手続き

【ボランティアの場合】

- (1) ボランティアを希望する方は、熊本県内市町村災害ボランティアセンターへ「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」（別紙1）を直接持参するかファックスで提出してください。受入が認められた場合は、当該ボランティアセンターから受入を確認したことを記載した（別紙1）が返送されてきます。

- (2) 受理結果が記された(別紙1)を添付して「災害派遣等従事車両証明の申請書」(別紙2)を最寄りの市町村又は県庁へ提出し、「災害派遣等従事車両証明書」を必要枚数受け取ってください。(郵送又は手渡しいたします。)

【ボランティア以外の場合】

自治体等から要請を受けた内容が分かるものを添付し「災害派遣等従事車両証明の申請書」(別紙2)を県庁又は最寄りの市町村に提出し、「災害派遣等従事車両証明書」を必要枚数受け取ってください。

災害ボランティア活動については、以下の熊本県内市町村災害ボランティアセンター連絡先にお問い合わせください。(他県在住者も募集しているボランティアセンターです。)

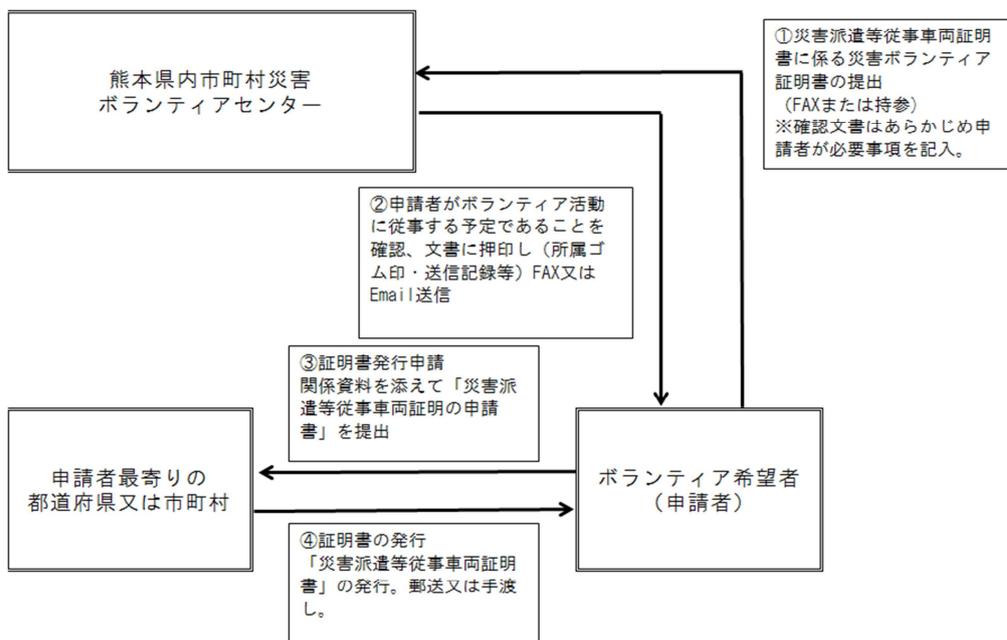
熊本市災害ボランティアセンター(午前9時～午後5時)

TEL : 096-322-2331, 090-6653-1552, 090-6653-1649, 090-6653-1648

FAX : 096-359-1800

HP : <http://www.kumamoto-city-csw.or.jp/>

災害ボランティアに係る高速道路無料通行(災害派遣等従事車両証明書発行)のスキーム



5 使用方法

- ・証明書は、精算する料金所ごとに、車両1台ごとに1枚必要となります。
- ・出入口ともに一般の料金所を利用し、入口では通行券を受け取り、出口では料金所で証明書と通行券を提出してください。(ETCレーン及びスマートICの利用はできません。)